



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 1

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 1

公安委員会事項

- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等…………… 2
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第1項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第7項ただし書に規定する措置及び同規則第7条第1項第2号に規定する措置並びに同規則第9条の規定により定める同規則第8条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示の一部を改正する告示…………… 2

告 示

沖縄県告示第424号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年11月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市（与勝第1地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年11月 1 日から令和 8 年 3 月18日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年11月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーアス沖縄豊崎 豊見城市字豊崎 3 番地35
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号 代表取締役 大友浩嗣
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第 8 条第 2 項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和 7 年11月11日から同年12月11日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第209号

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和 3 年沖縄県公安委員会規則第 8 号）第 3 条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を次のとおり告示する。

令和 7 年11月11日

沖縄県公安委員会

1 電子情報処理組織を使用して行わせる手続等並びに手続等の根拠となる法令の名称及び条項

電子情報処理組織を使用して行わせる手続等	手続等の根拠となる法令の名称	条項
施設占有者による提出書の提出	遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号）	第26条
指定を受けようとする施設占有者による申請書及び添付書類の提出	同上	第28条第 2 項及び第 3 項（第 1 号イ及び第 2 号イを除く。）
保管物件届出書の提出	同上	第31条第 1 項
物件売却届出書の提出	同上	第32条
物件処分届出書の提出	同上	第33条第 1 項
電磁的記録媒体提出票の提出	同上	第41条

2 使用を開始した日

令和 6 年 2 月11日

沖縄県警察本部告示第 1 号

令和 3 年沖縄県警察本部告示第 1 号（沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第 4 条第 1 項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第 7 項ただし書に規定する措置及び同規則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する措置並びに同規則第 9 条の規定により定める同規則第 8 条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示）の一部を次のように改正し、令和 7 年11月11日から施行する。

令和 7 年11月11日

沖縄県警察本部長 小 堀 龍 一 郎

3 を次のように改める。

3 規則第 4 条第 7 項ただし書に規定する措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第 1 の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等をする場合において、不特定のものによって受信させることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等をするものの電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第 2 条第 3 号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置
- (2) 別表第 2 の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等をする場合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証番号を用いて申請部分に接続する措置

4 中「別表」を「別表第 1 又は別表第 2」に、「同表」を「それぞれ当該各表の」に、「行う」を「す

る」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（3、4 関係）

法令の名称	条項
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号）	第26条、第28条第 2 項及び第 3 項（第 1 号イ及び第 2 号イを除く。）、第31条第 1 項、第32条、第33条第 1 項並びに第41条

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1